

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(試験を免除する場合の手数料)</p> <p>第十六条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第二の二の項における総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合は一四、七〇〇円とし、試験科目のうち一部の科目について試験を免除する場合は二九、〇〇〇円とする。</p>	<p>(試験を免除する場合の手数料)</p> <p>第一六条の二 電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合は九、五〇〇円とし、試験科目のうち一部の科目について試験を免除する場合は一八、七〇〇円から試験を免除する試験科目の数に七〇〇円を乗じて得た額を減じた額とする。</p>

（工事担任者規則の一部改正）

第二条 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第十四条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の三の項における総務省令で定める額は、次に掲げる資格者証の種類の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。</p> <p>イ 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信及び総合通信 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（1）試験科目の全部について試験を免除する場合 九、四〇〇円</p> <p>（2）（1）に該当しない場合 一四、六〇〇円</p> <p>ロ 第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>（1）試験科目の全部について試験を免除する場合 六、三〇〇円</p> <p>（2）（1）に該当しない場合 九、八〇〇円</p>	<p>(試験を免除する場合の手数料)</p> <p>第十四条の二 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）別表第二の総務省令で定める額は、試験科目の全部について試験を免除する場合にあつては五、六〇〇円とし、試験科目のうちの一部の科目について試験を免除する場合にあつては八、七〇〇円とする。</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（令和●●年政令第●●号）の施行の日（令和六年八月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前に受験の申請の受付が開始された電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験を受ける者が納めなければならぬ手数料については、なお従前の例による。